

壮瞥町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、壮瞥町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針を公表する。

平成16年10月20日

北海道有珠郡壮瞥町長 山 中 漢

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 壮瞥町管理型浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

壮瞥町は、住民の生活排水処理と公共用水域の環境を保全するため、町全域（ただし、壮瞥町集落排水施設設置条例（昭和63年条例第2号）第2条第2号の処理区域を除いた区域とする。以下「対象区域」という。）において浄化槽を整備することとした。本事業は、浄化槽の建設、建設された浄化槽の維持管理及び法定検査の実施等を町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

(ア) 対象区域内における合計150基の浄化槽及び付帯施設の建設

a 一般住宅用として設置する浄化槽については、浄化槽本体、流入管及び放流管までを本事業の対象として一体的に建設することとする。

b 事業所用として設置する浄化槽については、浄化槽本体を本事業の対象として建設することとし、流入管、放流管その他の付帯施設については、本事業の対象外として、当該事業所の事業主等が施工主となって建設することとする。

(イ) 本事業で建設された浄化槽と関連施設の維持管理業務及び法定検査の実施

イ 事業期間等

- (ア) 事業期間は10か年とする。町と民間事業者は、7年間にわたる浄化槽建設業務及びこの期間を含む10年間にわたる維持管理業務を実施する。
- (イ) 完成した浄化槽は町が民間事業者から買い取る。この買取事業は、原則として、年度単位で行うこととし、一の年度の買取事業での買い取りの対象とする浄化槽は、当該買取事業を行う年度の前年度の1月から当該事業年度の12月までに完成した浄化槽とする。
- (ウ) この買取事業について、町は国庫補助を申請するとともに、受益者分担金、起債及び一般財源により、民間事業者に支払う。町の起債は30年間の5年据置元利均等支払とする。
- (エ) 建設費のうち、町の買取事業の対象外となる建設費については、各浄化槽が完成した都度、民間事業者が住民から回収する。
- (オ) 11年目以降の維持管理業務は、本事業とは別の委託事業とする。
- (4) 事業実施のスケジュール(予定)
- | | |
|----------|-----------|
| 平成17年3月 | 事業契約締結 |
| 平成17年4月 | 着工、逐次管理開始 |
| 平成23年12月 | 全基数設置完了 |
| 平成26年3月 | 全事業完了 |
- (5) 遵守すべき法令等
- 選定事業者は、この事業を実施するに当たって、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定の基準

壮瞥町は、この事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業(以下「PFI事業」という。)として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ PFI事業として実施することの定性的評価

- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を町の告示及びホームページにより公表する。

PF I事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

この事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進めていく。技術提案、価格提案の内容を審査し、その評価の高い順に優先交渉者を決定する公募型プロポーザル方式による。

2 募集及び選定の日程（予定）

- | | |
|--------------|--|
| 平成 16 年 11 月 | 特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表
事業者公開募集要項の配布
説明会及び質問受付、質問回答書配布 |
| 平成 16 年 11 月 | 追加質問受付及び追加質問回答書配布 |
| 平成 16 年 12 月 | 提案書受付 |
| 平成 17 年 1 月 | 事業予定者の決定 |
| 平成 17 年 1 月 | 事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表 |

3 応募者の構成

応募者は、法人又はこの事業の遂行に当たり株式会社の設立を行おうとする複数の法人（以下「グループ」という。）で、次の(1)から(12)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、別途独立した応募者又はグループの構成員として重複参加していないこと。
- (2) 応募者の中に、工事を行う企業、保守管理を行う企業、清掃を行う企業、汚泥の収集・運搬を行う企業が含まれていることを応募者の要件とはしない。
- (3) 工事を行う企業、保守管理を行う企業、清掃を行う企業、汚泥の収集・運搬を行う企業が含まれていない場合には、代表企業の責任において、必要な業務を請け負わせる等により当該業務を遂行するものとする。
- (4) 上記代表企業が事業者を選定された場合には、事業者は着工前に当該業務

を請け負わせる企業につき、町の承認を得ること。

- (5) 代表企業は町の承認が得られる建設企業を自己の責任において選定する義務を有するものとする。町は事業者より申請のあった企業につき、法令上必要な資格要件を満たしていない場合には否認するものとする。
- (6) 応募者の変更は認めない。ただし、やむ得ない事情が生じた場合には町と協議するものとする。
- (7) ある応募者の構成員となった者は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。ただし、町と事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等に協力することは可能とする。
- (8) 事業予定者は事業契約締結までに、本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立するものとし、代表企業はSPCに出資するものとする。
- (9) 事業者は事業契約締結後、速やかに本事業推進のための工事、保守管理、清掃、汚泥の収集・運搬に係る業務分担表を町に提出し、承認を得るものとする。町の承認は着工までに取得するものとする。
- (10) 代表企業は町の承認が得られる業務分担を自己の責任において実施する義務を有するものとする。町は長期間にわたる本事業の性格より、客観的に見て安定性などに問題があると判断される業務分担企業については、否認することができるものとする。
- (11) 各業務を担当する企業は、SPCから請け負った業務について、町の事前承認を条件として、第三者に委託又は下請けさせることができるものとする。ただし、第三者に対し委託又は下請けさせても、当該業務に関する責任は当該委託又は下請けさせた企業が負うものとする。
- (12) 町とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。

4 応募者の参加資格

応募者は、単独企業の場合は単独で、企業グループの場合は、各構成員が全体として次の参加資格要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- (3) 応募者の構成員となる、又は応募者が各業務を請け負わせる企業は、それぞれの法定資格要件を満たしていなければならないものとする。

5 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者としての資格を有しない者
- (2) 町の指名停止措置を受けている者
- (3) 最近1年間において、法人税、消費税、法人事業税その他の公租公課を滞納している者
- (4) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者

6 事業者の選定

壮瞥町は、町入札審査関係者、学識経験者、弁護士及び浄化槽専門家等を委員として構成する壮瞥町PFI事業審査委員会の審査に基づき事業予定者を決定し、当該事業予定者とこの事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の内容に関する協議を行い、協議が成立したときは、当該事業予定者をこの事業を実施する事業者として選定する。なお、協議が成立しない場合は、事業予定者以外の応募者と協議を行うことがある。

7 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを公表する。

8 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、壮瞥町に帰属しないが、公表、展示、その他壮瞥町がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、壮瞥町は、これを無償で使用することができるものとする。

P F I 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することとし、不可抗力、法令変更等、壮瞥町又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるものについては、壮瞥町と民間事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点から、リスクを分担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

壮瞥町と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙 1 によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的には、事業契約で明文化する。

3 監 視

壮瞥町は、選定事業者が提供するサービスの内容の確認及び選定事業者の財務状況を把握するため、選定事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができるものとする。

また、壮瞥町は、選定事業者が事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、選定事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、事業契約で定める。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 浄化槽を整備すべき地域

対象地域（別紙 2 のとおり。）

2 施設の技術基準

浄化槽及び関連管渠の技術基準は、国の技術基準を満足するものとする。

事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

壮瞥町と選定事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、壮瞥町と選定事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に係る紛争を解決するために訴訟を起こす場合は、壮瞥町役場の所在地を管轄する日本国の裁判所に起こすものとする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、壮瞥町及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

前項の措置を講じたにも拘わらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取り扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

3 金融機関と壮瞥町との協議

事業の安定的な継続を図るために、壮瞥町は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ選定事業者に資金を融資する金融機関と適切な取り決めをするための協議を行う。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるものとする。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

選定事業者が事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、壮瞥町はこれらの支援を選定事業者が受けられるよう努めるものとする。

3 その他の支援

選定事業者が事業を実施するに当たって必要な認可等に関し、壮瞥町は、必要に応じて協力を行う。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

この事業に関する予算措置として、債務負担行為を定めるように手続きを進める。

2 意見の受付

この実施方針に関する意見のある場合は、別紙3の様式による実施方針に関する意見書を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、3の連絡先に提出すること。

電子メール及び郵送	平成16年10月20日から11月12日まで
持 参	平成16年10月20日から11月12日までの午前9時から午後12時00分まで及び午後1時から午後5時まで

3 連 絡 先

〒052-0101

北海道有珠郡壮瞥町滝之町245番地

壮瞥町役場建設課下水道係

電話：0142-66-2121

メールアドレス：kensetsu@town.sobetsu.hokkaido.jp

別紙1 リスク分担

別紙2 対象区域

別紙3 様 式